

○内閣府令第三十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十一条の四第四項及び第六項、第六十一条の五第六項及び第十項並びに第六十一条の六第五項及び第七項の規定に基づき、並びに第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項を実施するため、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(指定避難所の公示)

第一条の七の二 法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所(同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。)を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所(以下この項において「指定福祉避難所」という。)を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

(法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等)

第二条の三 法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2 法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3 第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五

改正前

「条を加える。」

「条を加える。」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。</p> <p>(令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)</p> <p>第二条の四 [略]</p> <p>(法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等)</p> <p>第八条の二 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
	<p>(令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)</p> <p>第二条の三 [同上]</p> <p>(内閣府令で定める者)</p> <p>第八条の二 [同上]</p> <p>2～5 [同上]</p>

附 則

1 この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

2 この府令の施行の際現に災害対策基本法第四十九条の七第一項の規定により災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、改正後の災害対策基本法施行規則第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所として同法第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項の規定による公示をされているものとみなす。